令和８年９月２９日

関　係　各　位

高知労働局労働基準部賃金室長

最低賃金改正及び支援事業の周知について

労働行政、とりわけ賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、高知県最低賃金については、時間額１，０８６円（現行金額より６３円引上げ）に改正され、令和８年１０月２９日から効力が発生することになりました。

高知県最低賃金は、正社員、パート、アルバイト等の呼称の如何を問わず、高知県内の事業場で働くすべての労働者に適用され、労働条件の確保・改善に大きな役割を果たしているものであることから、当局においては、県内全域の事業者及び労働者へ広く周知を行っているところです。

ついては、皆様におかれましても、同封のポスター、リーフレットを送付しますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

リーフレットが不足する場合には、必要数を送付しますので、当局賃金室(TEL088-885-6024 又は E-mail:chinginshitsu-kouchikyoku@mhlw.go.jp)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

また、併せて賃金引上げと生産性向上の為の設備投資を検討している事業者向けの「業務改善助成金」や非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善に取り組む事業者向けの「キャリアアップ助成金」等、中小企業・小規模事業者を支援する各施策につきましても積極的に活用していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

高知県の最低賃金

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

高知労働局

◎地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日	摘要
高知県最低賃金	**1,086**	令和8年 10月29日	高知県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 下記の特定(産業別)最低賃金から適用を除外された者も、この最低賃金が適用されます。

◎特定(産業別)最低賃金

産業名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日	摘要
電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	~~793~~	令和元年 12月29日	**適用除外** ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に従事する者 ④ 手作業により又は手工具若しくは操作の容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め又は部品そう入の業務に従事する者。ただし、部品そう入については、基幹的業務となっているものを除く。
一般貨物自動車運送業 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車の運転業務従事者)	~~910~~	平成19年 6月2日	**適用除外** ① 21歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者 ③ 集荷場、貨物ターミナル等貨物の集散する場所の間を運送する貨物を集荷し又は当該場所の間を運送した貨物を配達する業務に従事する者 ④ 生コンクリート又は土砂等(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第2条第1項の土砂等をいう。)を運搬する業務に従事する者

＊1,086円が適用されます。
(令和8年10月29日より)

＊高知県最低賃金を下回るため、「電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業」については高知県最低賃金が適用されます。

＊1,086円が適用されます。
(令和8年10月29日より)

＊高知県最低賃金を下回るため、「一般貨物自動車運送業」については高知県最低賃金が適用されます。

●最低賃金の詳細については裏面をご覧ください。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは

高知労働局賃金室(TEL:088-885-6024) または、最寄りの労働基準監督署へご照会ください。

高知労働局ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/

高知労働局HP

1　最低賃金はすべての労働者に適用されます。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度であり、最低賃金には地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の２種類があります。

最低賃金は、事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどのすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

しかし、一般の労働者と労働能力などが異なるため最低賃金を一律に適用すると、かえって雇用機会を狭める可能性がある労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

最低賃金の減額の特例を受けられる労働者は、
①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
②試の使用期間中の方
③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
④軽易な業務に従事する方
⑤断続的労働に従事する方

となっています。

最低賃金の減額の特例許可を受けようとする使用者は、最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）２通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されますので、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

2　最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を徐外したものが最低賃金の対象になります。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
②１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
⑤午後10時から午前５時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。

3　最低賃金額以上か確認する方法

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、上記２に記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

①時間給の場合
時間給≧最低賃金額（時間額）

②日給の場合
日給÷１日の所定労働時間≧最低賃金額（時間額）

③①、②以外（週給、月給）の場合
賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。

月給制の場合の換算方法の例　**高知県で働く労働者Aさんは**

- **年間所定労働日数255日**
- **月給額185，000円**
- **所定労働時間は毎日8時間**

で働いています。

高知県最低賃金は 1，086 円（時間額）です。

1．月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

$$\frac{\text{月給額}\times 12\text{か月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geqq \text{最低賃金額（時間額）}$$

2．Aさんの場合、1．の計算式に当てはめると

$$\frac{\text{月給額185，000円}\times 12\text{か月}}{\text{年間総所定労働時間（255日×8時間）}} = 1{,}088\text{円}23\text{銭} > 1{,}086\text{円}$$

したがって、上記計算方式で算出した月給の時間額への換算額（1,088円23銭）が、高知県最低賃金時間額（1,086円）を上回っていますので、この場合は、最低賃金を満たしていることになります。

4　適用除外について（特定最賃の場合）

①「雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの」については、技能養成の内容及び実施期間が明確で、かつ計画性をもち、実施担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限ること。
②「清掃又は片付けの業務に従事する者」及び「手作業により又は手工具若しくは操作の容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め又は部品そう入の業務に従事する者。ただし、部品そう入については、基幹的業務になっているものを除く。」については、この業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。

R8.9

中小企業事業者の皆さんを応援する

業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金 最大600万円を助成

詳しくは、こちら 業務改善助成金 検索

支給の主な要件

- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1. 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
2. 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
3. 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
4. 支給

審査　審査

助成の概要

業務改善助成金 検索

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額（※2）	助成対象事業場	助成率
50円コース	50円以上	1人	30万円(40万円)	事業場内最低賃金が令和8年度の地域別最低賃金未満	事業場内最低賃金1,050円未満 4／5
		2～3人	40万円(70万円)		
		4～5人	70万円		
		6～7人	90万円		
		8人以上	110万円		
		10人以上(※1)	130万円		
70円コース	70円以上	1人	40万円(50万円)		事業場内最低賃金1,050円以上 3／4
		2～3人	50万円(100万円)		
		4～5人	130万円		
		6～7人	180万円		
		8人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円(100万円)		
		2～3人	150万円(240万円)		
		4～5人	270万円		
		6～7人	360万円		
		8人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①または②に該当する事業場（特例事業者）が対象となります。
①賃金要件：事業場内最低賃金1,050円未満の事業場
②物価高等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3％ポイント※以上低下している事業者
※「％ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。
(※2)（ ）書きの助成上限額は、事業場規模30人未満の事業者が対象です。

相談窓口

業務改善助成金コールセンターを開設しましたので、お気軽にお問い合わせ下さい。
電話番号 0120-366-440 受付時間 平日9:00～17:00

専門家による無料相談を実施しています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

地域別最低賃金額一覧（47都道府県）

（ ）内は、令和7年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日	都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,131 (1,075)	56	令和8年 10月1日	滋賀	1,136 (1,080)	56	令和8年 10月3日
青森	1,090 (1,029)	61	令和8年 10月29日	京都	1,180 (1,122)	58	令和8年 11月16日
岩手	1,090 (1.031)	59	令和8年 12月1日	大阪	1,231 (1,177)	54	令和8年 10月1日
宮城	1,098 (1,038)	60	令和8年 10月1日	兵庫	1,172 (1,116)	56	令和8年 10月1日
秋田	1,090 (1,031)	59	令和8年 10月14日	奈良	1,107 (1,051)	56	令和8年 10月4日
山形	1,092 (1,032)	60	令和8年 10月30日	和歌山	1,101 (1,045)	56	令和8年 10月3日
福島	1,094 (1,033)	61	令和8年 10月16日	鳥取	1,090 (1,030)	60	令和8年 10月3日
茨城	1,136 (1,074)	62	令和8年 10月18日	島根	1,092 (1,033)	59	令和8年 10月10日
栃木	1,125 (1,068)	57	令和8年 10月1日	岡山	1,104 (1,047)	57	令和8年 10月2日
群馬	1,120 (1,063)	57	令和8年 10月3日	広島	1,141 (1,085)	56	令和8年 10月11日
埼玉	1,196 (1,141)	55	令和8年 10月1日	山口	1,101 (1,043)	58	令和8年 10月8日
千葉	1,195 (1,140)	55	令和8年 10月1日	徳島	1,103 (1,046)	57	令和8年 11月1日
東京	1,280 (1,226)	54	令和8年 10月1日	香川	1,092 (1,036)	56	令和8年 10月1日
神奈川	1,279 (1,225)	54	令和8年 10月1日	愛媛	1,093 (1,033)	60	令和8年 11月1日
新潟	1,108 (1,050)	58	令和8年 10月1日	高知	1,086 (1,023)	63	令和8年 10月29日
富山	1,119 (1,062)	57	令和8年 10月1日	福岡	1,114 (1,057)	57	令和8年 10月4日
石川	1,113 (1,054)	59	令和8年 10月3日	佐賀	1,095 (1,030)	65	令和8年 11月15日
福井	1,112 (1,053)	59	令和8年 10月4日	長崎	1,087 (1,031)	56	令和8年 11月2日
山梨	1,113 (1,052)	61	令和8年 11月1日	熊本	1,092 (1,034)	58	令和8年 12月1日
長野	1,117 (1,061)	56	令和8年 10月2日	大分	1,096 (1,035)	61	令和8年 11月1日
岐阜	1,121 (1,065)	56	令和8年 10月1日	宮崎	1,085 (1,023)	62	令和8年 10月24日
静岡	1,154 (1,097)	57	令和8年 10月15日	鹿児島	1,090 (1,026)	64	令和8年 10月25日
愛知	1,195 (1,140)	55	令和8年 10月1日	沖縄	1,086 (1,023)	63	令和8年 12月2日
三重	1,143 (1,087)	56	令和8年 10月1日	全国加重平均額	1,177 (1,121)	56	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！ 最低賃金に関する特設サイト 最低賃金制度 検索

賃金引上げ特設ページ 賃金引上げ特設ページ 検索 賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。 (R8.9)

確認OK？ 最低賃金

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保障する制度です。

中小企業事業者の皆さんへ 業務改善助成金 最大600万円を助成 を活用しましょう！

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは中ページへ

最低賃金って、なに？

働くすべての人の時間額を保障する制度です！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上を支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金

すべての労働者に適用

すべての使用者が遵守

都道府県ごとに設定

内 容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金 ※

特定地域内の特定産業について定められています。

設定件数 223件

例えば、

- 北海道なら 乳製品製造業
- 宮城県なら 自動車小売業
- 千葉県なら 鉄鋼業
- 福岡県なら 百貨店 総合スーパー

など

内 容

関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なり、令和8年4月1日時点で、全国で223件の特定最低賃金が定められています。

適用される者

特定地域内の特定産業の基幹的労働者に適用されます。（18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人、その他該当産業に特有の軽易な業務に従事する人など、個別に適用されない労働者の範囲が定められています。）

特定最低賃金の詳細は 特定最低賃金 検索

※地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

派遣労働者の最低賃金

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます！

派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣元：X県 最低賃金額（時間額）1,100円 ▶ 派遣先：Y県 最低賃金額（時間額）1,200円（派遣先の最低賃金が適用）

派遣先のY県最低賃金（1,200円）が適用されます。

派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例

派遣元：X県 最低賃金額（時間額）1,100円 ▶ 派遣先※：Z県 鉄鋼業 最低賃金額（時間額）1,250円（派遣先の特定最低賃金が適用）

派遣先のZ県 鉄鋼業最低賃金（1,150円）が適用されます。

※金額は令和8年9月1日現在のものです。

最低賃金の確認の方法

確認したい賃金を時間額(※1)にして、最低賃金額（時間額）と比較しよう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方：時間給 ＿円 ≧ 最低賃金額（時間額）＿円

B 日給の方：日給 ＿円 ÷ 1日の平均所定労働時間 ＿時間 ＝ 時間額 ＿円 ≧ 最低賃金額（時間額）＿円

C 月給の方：月給 ＿円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 ＿時間 ＝ 時間額 ＿円 ≧ 最低賃金額（時間額）＿円

D 上記A、B、Cが組み合わさっている方：例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

❶ 基本給（日給）→ Bの計算で時間額を出す
❷ 各手当（月給）→ Cの計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

使用者のみなさまへ 使用者は、最低賃金額などを作業場の見えやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合（月給のみの場合）

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、208,000円-8,000円＝200,000円

② この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、200,000円÷1か月の平均所定労働時間（160時間）＝1,250円>1,100円であり、最低賃金額以上となっています。

基本給（月給）	175,000円
職務手当（月給）	25,000円
通勤手当（月給）	8,000円
合 計	208,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
●●県 最低賃金額	1,100円

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合（日給と月給の組み合わせの場合）

① 基本給（日給）を時間額に換算すると、6,000円÷1日の所定労働時間（8時間）＝750円

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当（月給）を時間額に換算すると、24,000円÷1か月の平均所定労働時間（160時間）＝150円

③ 上記①と②を合計すると、750円+150円＝900円<1,100円 であり、最低賃金額未満となっています。

基本給（日給）	120,000円（=6,000円×20日）
職務手当（月給）	24,000円
通勤手当（月給）	8,000円
合計	152,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
▲▲県 最低賃金額	1,100円

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善事例 ❶ セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

課題 購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況だった。 ▶ **対応** レジ業務を効率化し、お金に直接触れずに衛生的に業務ができるように、セミセルフPOSレジを導入した。

代表者の悩み レジの精算業務を効率化したい。

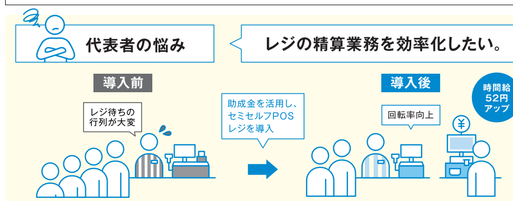

金銭の受け渡しミスがなくなり精算が約1.5倍の速さに

さらなる工夫
各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたり、廃棄ロスや保管設備費の削減につなげている。

実施概要 商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。 ▶ **成果** レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 労働局の助成金担当者から聞いた

業務改善事例 ❷ 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

課題 利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなることがあった。また福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。 ▶ **対応** 利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器（ベッドセンサー、ワイヤレスコール）とあらゆる車いすを電動で載せられる新型福祉車両を導入した。

代表者の悩み 職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい。

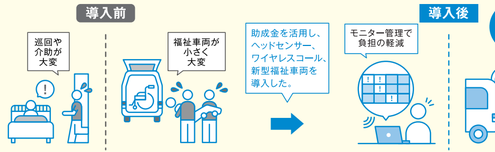

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

さらなる工夫
削減できた時間で、記録作成、備品管理、他の利用者の介助等が可能になった。

実施概要 ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車両に載せられるようになった。 ▶ **成果** 巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を134円引き上げた。さらに事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 県の介護事業担当部署からの提案

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

確認OK? 最低賃金

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保障する制度です。

北海道 最低賃金

令和8年10月1日から時間額

1,131円

前年比 56円UP

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

計算方法は裏面をチェック!

時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額(時間額) ＿＿＿円

B 日給の方

日給 ＿＿＿円 ÷ 1日の平均所定労働時間 ＿＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額(時間額) ＿＿＿円

C 月給の方

月給 ＿＿＿円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 ＿＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額(時間額) ＿＿＿円

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

❶ 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
❷ 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金
最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは?
「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター
0120-366-440

詳しくは、こちら
業務改善助成金 検索

支給の主な要件

- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1. 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
2. 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
3. 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
4. 支給

審査 審査

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト
最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは北海道労働局または最寄りの労働基準監督署へ
北海道労働局 検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。
賃金引上げ特設ページ 検索

専門家による無料相談を実施
賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金
日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R8.9)

令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引上げ計画 ＋ **設備投資等の計画**（機械設備導入やコンサルティングなど） → 計画の承認と実施 → **業務改善助成金を支給（最大600万円）**

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後６か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第４条及び最低賃金法施行規則第１条又は第２条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- **事業場内最低賃金が、令和８年度地域別最低賃金未満**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和８年９月１日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日	令和８年９月１日～ 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の１月31日

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
50円コース	50円以上	1人	30万円	**40万円**
		2～3人	40万円	**70万円**
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円コース	70円以上	1人	40万円	**50万円**
		2～3人	50万円	**100万円**
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	**100万円**
		2～3人	150万円	**240万円**
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

▶ 事業場内最低賃金である労働者

▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

<例：事業場内最低賃金1,050円の事業場で70円コースを申請する場合>

A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可

B：**申請コース以上賃金を引き上げていない**ので、算入不可

C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可

D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、算入不可

■引上げ人数は**2名**とカウント

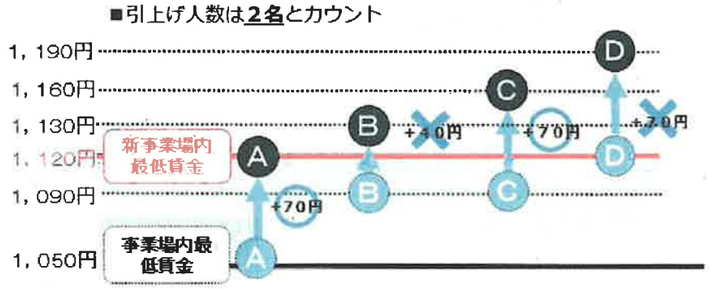

A：引上げ人数としてカウント

B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額（70円）以上引き上げているCのみ対象。

D：既に新事業場内最低賃金以上なので、70円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者（②のみ）
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	• POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 • リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>
○事業場内最低賃金が1,040円
→助成率4/5
○8人の労働者を1,130円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円
○設備投資などの額は600万円

480万円（＝600万円×4/5）（設備投資費用×助成率） ＞ **450万円（＝助成上限額）**（90円コースの助成上限額）

➡ **450万円**が支給されます。

賃金引上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

（例）10月1日に新しい地域別最低賃金（1,040円→1,090円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を完了（※） ➡ **対象！**

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,100円である旨、定めていただく必要があります。

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を実施 ➡ **対象外**

助成金支給の流れ

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。

交付申請
交付申請書・事業実施計画書等を都道府県労働局に提出

▶

交付決定
交付申請書等を審査の上、通知

▶

事業の実施
申請内容に沿って事業を実施（賃金の引上げ、設備の導入、代金の支払）

▶

事業実績報告
労働局に事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出

▶

交付額確定と助成金支払い
事業実績報告書等を審査し、適正と認められれば交付額の確定と助成金の支払を実施

▶

助成金受領
ここで助成金が振り込まれます

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- **同一事業所の申請は年度内１回**までです。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業所がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索

令和７年度からの主な変更点

- 助成対象経費の**特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外**となりました。
- 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近３か月間のうち任意の１月」から**「最近６か月間平均」**になりました。
- その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

参考ウェブサイト

- **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
  最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金　検索

- **最低賃金特設サイト**
  全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト　検索

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9：00～17：00）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(R8.4)